

株式会社庄屋フードシステムに対する排除命令について

平成21年6月22日
公正取引委員会

公正取引委員会は、株式会社庄屋フードシステムが運営する和食のファミリーレストランである「庄屋」と称する飲食店（以下「庄屋」という。）が提供している料理に係る表示について調査を行ってきたところ、景品表示法第4条第1項第1号（優良誤認）の規定に違反する事実が認められたので、本日、同法第6条第1項の規定に基づき、同社に対して、排除命令（別添排除命令書参照）を行った。

1 関係人の概要

事業者名	所在地	代表者
株式会社庄屋フードシステム	長崎県佐世保市卸本町16番地2	代表取締役 中村 信機

2 排除命令の概要

(1) 違反事実の概要

株式会社庄屋フードシステムは、九州地区に出店している庄屋の54店舗において一般消費者に料理を提供するに当たり、以下のとおりの表示を行っていた。

ア 米を用いる料理について

表示期間	平成18年7月ころから平成21年6月ころまで	平成18年7月ころから平成21年3月ころまで
表示媒体	別表1及び別表2記載の48店舗（以下「48店舗」という。）で一般消費者に提示したメニュー	インターネット上に開設したウェブサイト
表示内容	【例えば、平成21年3月ころ別表2記載の店舗で提示したメニューの裏面】 「庄屋のお米を届けていただいている契約農家のみなさん。（長崎県江迎町）」と記載して、米の生産者の写真を掲載するとともに、「お米はおいしい天日乾燥米。お米は長崎の契約農家で作る安心なお米を使用しています。しかも昔ながらの天日干しのお米ですから、ひと味違うおいしさです。」と	「【米】RICE お米は長崎の契約農家で作られた有機米を使用。昔ながらの天日干しで、一味ちがうおいしさです。」と
	それぞれ記載することにより、あたかも、米を用いる料理に、長崎県に所在する契約農家が生産した天日により乾燥させたものを用いているかのように表示	
実 際	米を用いる料理に、長崎県に所在する契約農家が生産した天日により乾燥させたものを用いていたのは、3店舗にすぎないものであった。	

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局九州事務所取引課 電話 092-431-6031（直通） 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部景品表示監視室 電話 03-3581-3377（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp

イ 葉野菜を用いる料理について

表示期間	平成18年7月ころから平成21年6月ころまで
表示媒体	48店舗で一般消費者に提示したメニュー
表示内容	【例えば、平成21年3月ころ別表2記載の店舗で提示したメニューの裏面】 「田中農園の皆さんと安全・安心の野菜たち。(長崎県島原市)」と記載して、野菜の生産者の写真を掲載するとともに、「島原のエコファーム認定農場から直送の安心野菜。ほうれん草や水菜などの葉野菜は、長崎県エコファーム認定農場、島原「田中農園」から直送する新鮮野菜。有機肥料を使った低農薬の安全、安心な野菜です。」と記載することにより、あたかも、葉野菜を用いる料理に、長崎県に所在する同県からエコファームに認定された農場で有機肥料を使用して低農薬で栽培したものをを用いているかのように表示
実 際	葉野菜を用いる料理に、長崎県に所在する生産者が有機肥料を使用して低農薬で栽培したものをを用いていたのは、ほうれん草及び水菜だけであった。

ウ 塩を用いる料理について

表示期間	平成18年7月ころから平成21年6月ころまで
表示媒体	48店舗で一般消費者に提示したメニュー
表示内容	【例えば、平成21年3月ころ別表2記載の店舗で提示したメニューの裏面】 「つばき窯の製塩風景。(長崎県五島市)」と記載して、製塩風景の写真を掲載するとともに、「ミネラル豊富な五島灘からの贈り物。塩は薪釜を使って昔ながらの製法で作る五島「つばき窯」の天然海水塩を使用。」と記載することにより、あたかも、塩を用いる料理に、長崎県五島灘の海水を汲み上げて昔ながらの方法により長崎県五島地方で製造されたものをを用いているかのように表示
実 際	塩を用いる料理に、長崎県五島灘の海水を汲み上げて長崎県五島地方で製造されたものをを用いていたのは、寿司酢を用いた料理だけであった。

(2) 排除措置の概要

ア 前記表示は、一般消費者に対し実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を公示すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

別表 1

店 舗 名
本店，森山店，時津店，ターミナルホテル店，針尾バイパス店，小ヶ倉店，東諫早店，飯塚店，東長崎店，宇美店，武雄店，篠栗店，板付店，浜町店，那珂川店，佐賀松原店，志免店，高城店，下郡店，戸畑サティ店，サンSPA大村店，サンロードシティ熊本店，鳥栖元町店，松浦店，ジャスコ八代店，チャチャタウン小倉店，古賀店，トキ八別府店，イオン若松店

別表 2

店 舗 名
ジャスコ有家店，ジャスコ大塔店，ジャスコ大村店，ゆめタウン久留米店，ジャスコ大和店，ジャスコ時津店，サンリーブシティ小倉店，福岡東サティ店，ゆめタウン八女店，イオン伊都店，アエルいさはや店，ゆめタウン筑紫野店，ゆめタウンサンピアン店，イオン八幡東店，ジャスコ本渡店，サンリーブ宗像店，イオン香椎浜店，イオン鹿児島店，スーパーセンター岡垣店

不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もつて一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認めて公正取引委員会が指定するもの

2 （省略）

（排除命令）

第六条 公正取引委員会は、第三条〔景品類の制限及び禁止〕の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項〔不当な表示の禁止〕の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令（以下「排除命令」という。）は、当該違反行為が既になくなつている場合においても、することができる。

2 及び 3 （省略）